

No.	資料名	該当箇所				タイトル	質問	回答
		頁	項					
1	募集要項	11	第1	9		事業スケジュール	土地引渡し段階に行われますが、区画整理事業の工事の都合上、第3期エリアの土地引渡し前に第1期引渡しエリアの建築工事が完成し開業が可能となった場合は開業してもよろしいのでしょうか。 また、一方で、車両の出入り口の制限等により建物利用開始に制約・制限がかかる場合がありますが、その場合地代の負担軽減等の措置はあるのでしょうか。	開業日については、提案に委ねます。ただし、文化産業事業の運営を開始する日をもって「開業日」とし、定期借地権設定契約の始期とします。 なお、土地区画整理事業による基盤整備の概成(平成32年3月末)以前の基盤整備の状況は、No. 17を参照してください。 また、地代負担の軽減措置については、土地一時賃貸借契約の目的に沿った使用を前提に、土地一時賃貸借契約の期間に限ります。
2	募集要項	11	第1	9		事業スケジュール	全施設の開業時期を同一にしようとすると、建築工事の着工時期が想定されている土地引渡しから期間が空いてしまうことが想定された場合、土地引渡し時期を延期する等の措置を協議させていただくことは可能でしょうか。	全施設の運営を開始する日を同一にする必要はありません。ただし、先端産業事業の施設の運営状況に関わらず、文化産業事業の運営を開始する日をもって「開業日」として全施設の正式な開業とし、定期借地権設定契約の始期とします。土地の引渡し時期の延期については、協議に応じるものとしますが、第32回オリンピック競技大会(2020/東京)の開会式よりも前の日に開業してください。 なお、定期借地権設定契約は、本事業対象地の全体を対象に締結いたします。
3	募集要項	13	第2	1	(3)	対象地及び周辺情報	「その他の制限」中「航空法による高さ制限」に関して、制限表面は「施工中を含めこれを遵守する必要がある」とされています。一方で、航空法第49条ただし書きによれば、仮設物その他の国土交通省令で定める物件については、空港の設置者の承認を受ければ、水平表面を超えてもよいとされています。本事業でも、上記物件に関して航空法第49条ただし書きに基づき水平表面を超える協議の余地があるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、水平表面部分については、航空法第49条第1項ただし書きのとおり、国土交通省東京空港事務所と協議の上、一定の条件を満たす仮設物等を制限表面を超えて設置できる場合があります。 一方、進入表面及び転移表面部分についてはこの限りではありません。 詳しくは、東京空港事務所業務課(電話:03-5757-3002)にお問い合わせください。
4	募集要項	14	第2	1	(3)	対象地及び周辺情報	募集要項P14第2.1.(3)「(参考)」中の「護岸整備」に関して、第1ゾーンの多摩川護岸については国土交通省が、海老取川護岸については東京都が整備に係る検討を進めているとされており、両護岸の整備方針について、本計画において第1ゾーン来訪者の回遊性に関する検討の参考とするため、基本断面や歩行経路の考え方、あるいはイメージパースなどの情報を開示していただけませんか。	多摩川護岸については国土交通省が、海老取川護岸については東京都が整備に係る検討を進めているところですが、現時点では公表されているイメージパース等はありません。
5	募集要項	14	第2	1	(3)	対象地及び周辺情報	「特別高圧電力線の整備は予定していないため、事業者として特別高圧の利用を希望する場合は、速やかに区と相談の上、電気事業者と別途協議すること。」とありますが、提案時はまだ電気事業者と協議できない前提で、特別高圧の利用を提案することは可能ですか。	特別高圧の利用を前提とした提案は可とします。 なお、「募集要項 第2-1-1(3)」記載のとおり、特別高圧電力線の整備は予定していないため、事業予定者決定後、速やかに区と相談の上、事業者の責任及び費用負担により電気事業者と協議してください。
6	募集要項	14 15	第2	1	(3)	対象地及び周辺情報	「事業者として中圧ガスの供給を希望する場合は、区と相談の上、東京ガス(株)と別途協議すること。」とありますが、提案時はまだ東京ガス(株)と協議できない前提で、中圧ガスの利用を提案することは可能ですか。	中圧ガスの供給を前提とした提案は可とします。 なお、「募集要項 第2-1-1(3)」記載のとおり、事業予定者決定後、区と相談の上、事業者の責任及び費用負担により東京ガス(株)と協議してください。

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
7	募集要項	15	第2	1	(4)	③	埋設物等	15cmから75cm程度の碎石層（滑走路の碎石路盤）が一部存在している。とありますが、表層に残置されているコンクリート舗装やアスファルト舗装は、事前に撤去済と考えてよろしいですか。また、上記等の土工事により発生する根切土・碎石の処分方法に指定はありますか（場内処分・自由処分・指定地処分等）。	ご理解のとおり、土地引渡し時にはコンクリート舗装、アスファルト舗装は撤去済みとお考えください。 施設整備のために必要な土工事により発生する根切土・碎石の処分に際しては、関係法令等に基づき適切に処分してください。
8	募集要項	17	第2	2	(2)	⑫	総則	事業者を選定された後、施設開業前あるいは施設開業以降に選定する先端産業に関する入居者の選定および入替は事業者の判断で行うことが出来、区との協議は不要という理解でよろしいでしょうか。	入居者の選定及び入替えに係る区の関与については、「事業契約書（案）第33条 第5項」記載のとおりとします。
9	募集要項	23	第3	3	(3)	③	欠格事項	参加表明書提出時点で、代表企業、構成員及び協力会社に、国土交通省からの指名停止措置を受けている者がいる場合も、応募者の欠格事項に該当すると考えるべきでしょうか。	「募集要項 第3-3-(3)-③」記載のとおり、提案書提出時点において、「大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止期間中の者でないこととします。
10	募集要項	29	第5	3			守秘義務対象 開示資料の貸与	守秘義務開示資料の貸与受付期間が12/21までとなっておりますが、12/21以降グループ構成員として新規に参画する企業については、開示資料の貸与を受けられないこととなります。新規参画企業は「様式3、4」の提出時に「（守秘義務1）（守秘義務2）」を提出すれば開示資料の貸与を許されることとしてください。	ご提案内容を許容いたします。
11	募集要項	32	第5	9	(1)		提案書等の提出	様式13に関しては、正副合わせて20枚もの代表企業の代表印を押印した書面が必要ということになりますでしょうか。できれば押印した原本1部を正本に添付した上で、副本にはそのコピーを添付すれば足りることとしていただけないでしょうか。	ご提案内容を許容いたします。
12	募集要項 別紙	2		1	(4)		各エリアの設備計画	給水、換気等につきまして、系統の考え方の記載のみで、必要容量の記載はありませんが、適宜想定させて頂いて宜しいでしょうか。	給水については、「募集要項別紙」記載のとおり、ラボとしての使用を前提に想定してください。 換気等については、「第1回目の質問回答書（No.198）」のとおりです。 （以下、「第1回目の質問回答書」） 換気・排煙設備は、200㎡ごと、100㎡ごとに、関係法令を満たすように整備してください。
13	図面集	3					段階的引渡し平面図	敷地に接する区画街路・交通広場の完成時期はH32年3月頃を想定と明記されていますが、区画街路4号はH32年3月供用開始という前提で提案する必要がありますか。 なお、敷地の利用制限に係る重大な事項ですのでご回答は公表して下さい。	「募集要項 第2-1-(3)」及び「図面集 図面番号6」記載のとおり、区画街路第4号線の一部（図面において計画道路高さを記載している区間）は平成32年3月末に整備される予定です。 また、区画街路第4号線全部の完成時期は、平成36年度末が予定されております。

No.	資料名	該当箇所				タイトル	質問	回答
		頁						
14	図面集	3				段階的引渡し平面図	敷地に接する区画街路・交通広場の完成時期はH32年3月頃を想定と明記されていますが、区画街路5号はH32年3月供用開始という前提で提案する必要がありますか。 なお、敷地の利用制限に係る重大な事項ですのでご回答は公表して下さい。	平成28年12月2日公表「第1回目の質問回答書（No.235）」のとおりです。 （以下、「第1回目の質問回答書」） 平成36年度末が予定されております。
15	図面集	3				段階的引渡し平面図	敷地に接する区画街路・交通広場の完成時期はH32年3月頃を想定と明記されていますが、区画街路6号はH32年3月供用開始という前提で提案する必要がありますか。 なお、敷地の利用制限に係る重大な事項ですのでご回答は公表して下さい。	「募集要項 第2-1-(3)」及び「図面集 図面番号6」記載のとおり、区画街路第6号線の一部（図面において計画道路高さを記載している区間）は平成32年3月末に整備される予定です。 また、区画街路第6号線全部の完成時期は、平成36年度末が予定されております。
16	図面集	3				段階的引渡し平面図	敷地に接する区画街路・交通広場の完成時期はH32年3月頃を想定と明記されていますが、交通広場はH32年3月供用開始という前提で提案する必要がありますか。 なお、敷地の利用制限に係る重大な事項ですのでご回答は公表して下さい。	「募集要項 第2-1-(3)」及び「図面集 図面番号6」記載のとおり、交通広場は平成32年3月末に整備される予定です。
17	図面集	3				段階的引渡し平面図	敷地に接する区画街路・交通広場の完成時期はH32年3月頃と想定と明記されていますが、これ以前に施設の部分開業が可能である場合、駅舎出入口から計画地まで歩行者の為の仮動線などを貴区もしくはUR等の負担にて整備して頂けますか。	図面集に示していない施設整備を行う予定はありません。 なお、土地区画整理事業による基盤整備の概成（平成32年3月末）以前の基盤整備の状況は以下のとおりです。 ・区画街路第6号線の一部（「図面集 図面番号6」において計画道路高さを記載している区間）は平成32年3月末に整備される予定であり、それ以前に区画街路第6号線の使用はできません。 ・概成時（平成32年3月末予定）以降、土地区画整理事業により区画街路第5号線が整備され、道路機能が切り替わるまでの期間、敷地西側現道の通行機能は確保されております。 ・ライフライン（通信、電気、ガス、水道、下水道（汚水、雨水））の供給開始は、平成32年4月を予定しております。
18	図面集	3				段階的引渡し平面図	仮に区画街路第6号線の供用開始までに部分開業させることが可能な施設があったとしても、車両出入口が当該道路にしか設けられないとすれば、工事用車両以外の車両を敷地に入りさせる必要が生じるような係る部分開業等は事実上不可能となります。この点について、貴区も同様のご見解ですか。 なお、敷地の利用制限に係る重大な事項ですのでご回答は公表して下さい。	区画街路第6号線の一部（「図面集 図面番号6」において計画道路高さを記載している区間）は平成32年3月末に整備される予定であり、それ以前に区画街路第6号線の使用はできません。
19	図面集	3				段階的引渡し平面図	モノレール、京浜急行、JRが地下を通過していますが、これらの深度（土被り厚）、上部に許容される積載荷重を教えてください。	計画地盤高からのおおよその土被り厚については、「図面集 図面番号10」を参照してください。 許容される積載荷重等については、各鉄道施設管理者との協議によります。

No.	資料名	該当箇所				タイトル	質問	回答
		頁						
20	図面集	7				造成計画図（完成時）	区画街路第4号線、5号線、6号線の道路計画高さが分かる資料をご開示いただけないでしょうか。また、区画街路第4号線の西側部はアンダーパス化されるのでしょうか。羽田空港公園予定地から多摩川方面に接続している通路は残るのでしょうか。	区画街路第4号線、5号線、6号線の道路計画高さに係る資料の公開時期・方法については、「参加表明書」提出事業者に個別に通知いたします。また、現在の多摩川沿い道路は西側部がアンダーパスとなっておりますが、区画街路第4号線として整備される際には全線平面道路となります。
21	図面集	7				造成計画図（完成時）	区画道路4号の西は同幅員で弁天橋まで延長されていますが、弁天橋を掛けえ・拡幅する計画がありますか。	現時点においては、弁天橋の架け替え・拡幅計画はありません。
22	図面集	7				造成計画図（完成時）	首都高1号羽田線・空港西ランプから環状8号線をアンダーパスして第1ゾーンに至る道路は廃止されていますが、造成後、高速ランプから第1ゾーンに至る経路を図示願います。	高速ランプから第1ゾーンに至る経路については、現在、東京航空局で検討中です。
23	図面集	8				高さ制限図	航空法に基づく高さ制限に関して「工事を行う際は、国土交通省東京空港事務所との“協議”が必要」とされておりますが、航空法49条には進入表面又は転移表面にあつては仮設物その他の国土交通省令で定める物件の突出を認めない旨が定められています。本事業においても、同条に従えば“協議”の余地はないと思われませんが、貴区も同じご見解ですか。こと敷地の大部分にかかる進入表面又は転移表面については、土地の有効利用を制限する重大な施工上の制約条件ですので、貴区によるご回答を以て各応募者に共通の条件としてください。	No. 3を参照してください。
24	図面集	16				車両出入口図	区画街路6号線から敷地への右折進入は可能でしょうか。また信号制御となるでしょうか。	区画街路第6号線から敷地への車両の出入りは、左折のみで検討してください。また、信号については、東京都公安委員会が必要に応じ整備することになります。
25	図面集	16				車両出入口図	近接する地下に京浜急行・東京モレールに加えJR線があります。「JR工事管理者」等、配員計画として必要な有資格者を教えてください。	有資格者の配置は特に必要ありませんが、第一期事業では事前に京浜急行空港線・東京モノレール線との近接協議（計画・設計・工事）を実施していただくこととなります。その協議の結果、鉄道事業者社員の立会い（有償）が必要となる場合があります。
26	図面集	17				工事車両出入口図	工事車両の出入口を設置できる敷地西辺を、将来的に一般車両の出入り口としても供することができると計画の自由度が高まりますので、かかる検討の観点から西隣敷地の第二期以降の土地利用計画をお示し下さい。	第二期事業の実施時期、事業手法等については、現時点で未定です。提案に当たっては、「審査基準」及び「様式集」記載のとおり、動線計画を含む第1ゾーン全体の将来イメージについて、優れた提案を期待しております。ただし、施設整備における車両出入口については、「図面集 図面番号16」記載の条件で検討してください。
27	図面集	17				工事車両出入口図	工事車両の出入口を設置できる敷地西辺を、将来的に一般車両の出入り口としても供することができると計画の自由度が高まりますので、お認め下さい。	No. 26を参照してください。
28	図面集	17				工事車両出入口図	敷地西側の工事車両出入口は、竣工後、第二期計画の事業者決定・契約までしばらくの間、工事車両出入口として活用することをお認め下さい。	No. 26を参照してください。

No.	資料名	該当箇所				タイトル	質問	回答
		頁	項					
29	図面集	17				工事車両出入口図	工事車両出入口図では、西側1か所となっておりますが、入口付近にも建築を計画しています。南側に計画予定の「区画街路第6号線」の使用はH30年9月の時点で可能ですか。または、工事期間中に使用可能になりますか。	敷地に接する区画街路第6号線の一部（「図面集 図面番号6」において計画道路高さを記載している区間）は平成32年3月末に供用開始が予定されており、それ以前の使用はできません。
30	基本協定書（案）		表紙			注意書き	「事業予定者を限定するものではない」との記載の意図についてお聞きします。これは募集要項に用語の定義がある「事業予定者」、すなわち「本公募により決定された応募者又はSPC」について、グループではなく「単独の」民間事業者が事業予定者となった場合には、グループが前提となっている本基本協定書（案）の各種契約文言を適切に変更するもの予め公表はしない、という主旨であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	基本協定書（案）		表紙			注意書き	「事業予定者を限定するものではない」との記載の意図についてお聞きします。これは募集要項に用語の定義がある「事業予定者」、すなわち「本公募により決定された応募者又はSPC」について、グループ及びそのグループが設立するSPCが事業予定者となった場合には、SPCの組織形態には株式会社のみならず、例えば、合同会社、資産流動化法上の特定目的会社なども想定されるが、本基本協定書（案）ではひとつの例として「株式会社」を想定した場合の契約（案）を公表している、ということであり、事業予定者の組織形態に合わせて柔軟に契約文言の変更・修正に応じて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、事業に支障がない限り、株式会社以外の形態での事業実施も可能です。その場合、その形態にあった契約文言の変更・修正に応じることとします。
32	基本協定書（案）	1	前文			契約当事者	募集要項P21第3.3.(1)②に、「構成員は、事業予定者に決定された後、区との間で、直接、基本協定及び事業契約を締結する。」と明記されている一方で、基本協定書（案）には「乙3」として協力企業名も記載されております。契約当事者ではない企業名を基本協定書中に明記しなければならない根拠が明らかでないため、基本協定書前文から「乙3」（協力企業）を削除する協議に応じて頂けますか。	募集要項においては、「協力会社」を基本協定書の当事者とするかは明記しておりませんが、基本協定書（案）に記載のとおり、「協力会社」も基本協定書の当事者とするを想定しております。どの範囲の「協力会社」を基本協定書の当事者とするかについては、協議に応じるものとします。
33	基本協定書（案）	1	3条	3項		SPCの設立	乙1と乙2のうち、一つの企業が最大かつ同じ出資比率とすることは妨げないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	基本協定書（案）	1	4条			株式の譲渡等	乙（乙1・乙2・乙3）間での株式譲渡においては、貴区の承諾は不要と考えて宜しいでしょうか。	協力会社（乙3）に対する株式譲渡については、区の事前の書面による承諾を得ていただく必要がありますが、代表企業（乙1）・構成員（乙2）間での株式譲渡については、「基本協定書（案）第3条第3項」に定める条件（i）代表企業（乙1）の出資額及び議決権保有割合が最大であること並びに（ii）代表企業（乙1）及び構成員（乙2）の議決権保有割合の合計がSPCの議決権総数の66.7%以上であること）が維持される限り、区の承諾は不要です。
35	基本協定書（案）	2	5条			業務の委託・請負	本協定締結の段階において、貴区として役割分担を明確化する想定があれば、内訳をご教示下さい（設計業務・建設業務等）。	提案内容により業務の実施体制や事業者間での業務分担、役割分担が異なることが想定されるため、提案に委ねます。

No.	資料名	該当箇所				タイトル	質問	回答
		頁	項					
36	基本協定書 (案)	3	7条	2項		本事業契約以外の 本事業関連契約の締結等	「区が求める書類」とは具体的にどのようなものを想定していますか。	必要に応じて区より提示いたしますが、契約当事者の最新の履歴事項全部証明書、定款・株主名簿の原本証明付写し等の区が必要と認める書類を想定しております。なお、既にご提出済みの書類から変更がない書類については、重ねての提出は不要です。
37	基本協定書 (案)	3	10条	3項		本事業契約不調の 場合の処理	甲の責めに帰すべき事由により、本事業契約の締結に至らなかった場合の費用負担は、乙が本事業の準備に関する費用についての全てではなく、合理的な範囲と限定されている理由をご教示ください。	本条項は、区が合理的な範囲を超えて無限定に費用負担するわけではない点を明確化させていただき趣旨のものです。
38	基本協定書 (案)	3	10条	3項		本事業契約不調の 場合の処理	「合理的な範囲」の甲が負担すべき乙の費用の具体的な項目等あればご教示ください。	「合理的な範囲」については、本事業がどの段階で不調に至ったか等を踏まえ、個別具体的に判断されることとなりますが、区の責めに帰すべき事由による場合ですので、事業者には不合理な費用負担を生じさせることは想定しておりません。
39	事業契約書 (案)	3	6条			地域貢献	「周辺地域の振興のため乙が加盟すべき団体等」は現時点において想定されるものはありますでしょうか。	現時点においては、「募集要項 第1-8-(3)-①」記載のとおり、エリアマネジメントに係る協議会等への参加を想定しております。
40	事業契約書 (案)	8	20条	2項	(2)	本事業対象地の瑕疵	開業日後でも、明らかに乙の責に抛らない土壌汚染又は隠れた瑕疵に係る対策のために必要となる費用については、原則として甲が負担するという理解でよろしいでしょうか。	開業後に発覚した土壌汚染・隠れた瑕疵に係る費用負担については、「事業契約書(案) 第20条 第2項 第2号」に従って、かかる土壌汚染・隠れた瑕疵の原因、発覚に至る経緯等を踏まえ、誠実に協議・対応させていただきます。
41	事業契約書 (案)	8	24条		(1)	工期・工程の変更 による費用等の負担	土壌汚染又は隠れた瑕疵によって建設工事に係る工期・工程に遅延が生じた場合の工事費の増加については、募集要項28第4.2.(2)①及び②を準用し、甲負担として頂きたい願います。	「事業契約書(案) 第24条 第1号」記載のとおりとします。
42	事業契約書 (案)	11	33条	4項		ソフト技術・ 支援業務の水準	「想定する水準を下回ると甲が判断した場合」とありますが、「水準」について条件等一定のライン設けたく、事前に協議させて頂く事は可能でしょうか。	ソフト技術・支援業務の取組み内容及び業務水準等に係る協議については、提案内容を踏まえ「事業契約書(案) 第33条 第4項」記載のとおり区との協議を実施いたします。
43	事業契約書 (案)	13	37条	2項		法令変更等・ 不可抗力	乙の責に抛らない法令変更等又は不可抗力による甲の「追加費用又は損害」までを乙に負わせるのは過大ですので、当該「追加費用又は損害」は本条項の対象外として頂きたい願います。	「事業契約書(案) 第37条 第2項」においては、本事業に係る追加費用又は損害を想定しており、例えば、区施設活用スペースに区が持ち込んだ区の所有物の不可抗力によって生じた損害等は同項の対象外です。
44	事業契約書 (案)	13	37条	3項		法令変更等・ 不可抗力	60日間協議しても尚合意できない場合は、本条第4項を準用するという理解でよろしいでしょうか。	60日間協議しても合意が成立しなければ、必ず「事業契約書(案) 第37条 第4項」が適用されるというわけではないものの、「事業契約書(案) 第37条 第4項」に定める場合に該当することとなった場合には、「事業契約書(案) 第42条」の規定に従うこととなります。
45	土地一時 賃貸借契約書 (案)	1	4条	2項		地代の減額	「本賃借権に係る地代の2分の1を限度として」との記載がありますが、事業者の希望により2分の1とさせていただくことが出来る、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	土地一時 賃貸借契約書 (案)	2	7条			本賃借権の 譲渡・転貸等	本賃借権を転貸出来ない、とありますが、本事業のうち転借地を想定している場合、転借地人へ一時賃貸借権も転貸出来るようにしていただきたいのですが、許容されますでしょうか。	一時賃貸借の目的の範囲内において区の事前の承諾を得ること(区としては不合理に承諾を拒否しないものとします。)を条件として、許容いたします。

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁							
47	建物賃貸借契約書（案）							区施策活用スペースは、区から第三者へ転貸することは想定されていますか。また、転貸する場合は、その定めについて条項を追加することが出来る、という理解でよろしいでしょうか。	区から第三者に転貸する可能性はあります。また、条項の追加についてはご理解のとおりですが、区施策活用スペースに係る管理規約において規定することも考えられます。詳細は、区による区施策活用スペースの使用方針等を踏まえて、協議するものとしします。
48	その他							基本協定書、事業契約書、土地一時賃貸借契約書、定期借地権設定契約書の内容は、事業者決定後、各契約締結前に規定事項を協議出来る、という理解でよろしいでしょうか。	各契約内容については、提案内容を踏まえ契約締結前に協議に応じます。
49	第1回目の質問回答書（個別回答）							去る12月2日に貴区より頂いた個別回答No. 5は、引き渡し時期①～②までの約半年の間、施設を一般車両の出入りが生じるような用途に供することはできないものと受け止められます。敷地の利用制限に係る重大な事項ですので当該個別回答を公表して下さい。	平成28年12月2日公表「第1回目の質問回答書」の個別回答の内容を公表いたします。 （以下、「質問内容」） 車両進入口について、引渡し時期②(2019.9)の範囲内にございますが、引渡し時期①(2018.9)の期間中の一般車両（工事車両等以外の車両）の出入りについては、どのようにお考えでしょうか。 （以下、「回答内容」） 区画街路第6号線の工事中であることが想定されており、一般車両の出入りについては想定していません。
50	その他						都市計画公園アンケート	都市計画公園の使われ方アンケートを実施されているようですが、結果を公表していただけないでしょうか。	現時点では公表の予定はありません。
51	その他						産業プラザ	本事業との役割分担をより明確にする為、産業プラザPi0の使われ方の実態を公表していただけないでしょうか。	大田区産業プラザは、東京都の城南地域中小企業振興センターとの合築施設です。城南地域中小企業振興センターは、（地独）東京都立産業技術研究センター城南支所と（公財）東京都中小企業振興公社城南支所などで構成されております。事業内容については、東京都ホームページを確認してください。 一方、大田区産業プラザは、大小の展示ホール、コンベンションホール、会議室などの貸館事業を行う複合施設として活用されております。また、大田区産業振興課融資係、（公財）大田区産業振興協会をはじめ、各種産業団体、地域団体が入居し、地域の産業支援拠点として活用されております。 大田区産業プラザの施設利用状況、大田区産業振興課融資係と（公財）大田区産業振興協会の事業内容については、大田区ホームページの「View（産業支援策ガイドブック）」を確認してください。